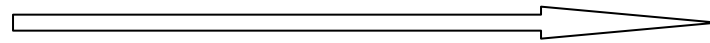
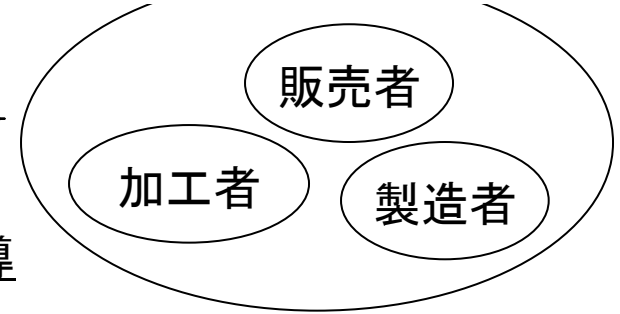


都道府県等食品衛生関係業務臨時強化事業

・都道府県
・保健所設置市
・特別区



食品等事業者



○食品衛生監視員による監視指導

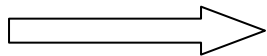
→ 食品の収去、立入検査、報告徴収
食中毒事案発生時の対応 等

○その他の食品衛生関係業務

→ 健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の探索
リスクコミュニケーション（ホームページの改善、意見交換会の
開催等） 等

昨今、中国製冷凍ギョウザによる薬物中毒事案
等、食の安全に関わる事案が相次いで発生

食の安全に対する国民の関心の高まり → 食品衛生関係業務に対するニーズの増大



都道府県等において、食品衛生監視員の資格要件該当者その他の者を臨時職員として雇い入れることにより、食品衛生関係業務の実施体制を強化。

(参考)食品衛生監視員の資格要件

○食品衛生法(昭和22年法律第233号)第30条第1項

第28条第1項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

○食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第9条第1項

食品衛生監視員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者
- 二 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 三 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
- 四 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの